

## 令和4年度市町スポーツ少年団強化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）は、この要綱に定めるところにより、令和4年度市町スポーツ少年団強化事業（以下「事業」という。）として市町スポーツ少年団本部（以下、「少年団本部」という。）に対し補助する経費について、予算の範囲内で令和4年度市町スポーツ少年団強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市町スポーツ少年団の指導体制の強化と組織の資質向上をめざし、またスポーツ少年団人口の拡大等を図る。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別に定める。

2 補助金の額は、別に通知する額を限度とする。

3 補助対象期間は、別に定める。

(補助金の交付申請、事業報告及び請求)

第3条 少年団本部は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業完了後、補助事業実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、県スポ協に提出するとともに、補助金支払申請書（様式第4号）により当該報告に係る補助金の支払い申請をしなければならない。

(1) 事業の実績（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 事業実施証拠書類

(4) 事業経費証拠書類

(補助金額の確定及び交付)

第4条 県スポ協は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めた場合は補助金の額を確定し、その旨を少年団本部に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第5条 少年団本部は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を県スポ協に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第6条 県スポ協は、第5条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、補助金の額の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 少年団本部が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 少年団本部が、補助事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合

(3) 少年団本部が、その他この要綱に違反した場合

2 前項(1)から(3)の規定は、補助事業について、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第7条 県スポ協は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、少年団本部に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 県スポ協は、第3条に規定する実績報告により、少年団本部に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超過した補助金が交付されている場合も同様とする。

(調査等)

第8条 県スポ協は、補助金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、少年団本部に対し報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することができる。

2 県スポ協は、前項の規定による調査等により、当該補助事業として適合していないと認めるときは、少年団本部に対し、これらを適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の経理)

第9条 少年団本部は、補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 少年団本部は、前条の帳簿等支出内容を証する書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。